

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」 (外来生物法) の施行状況の検討について

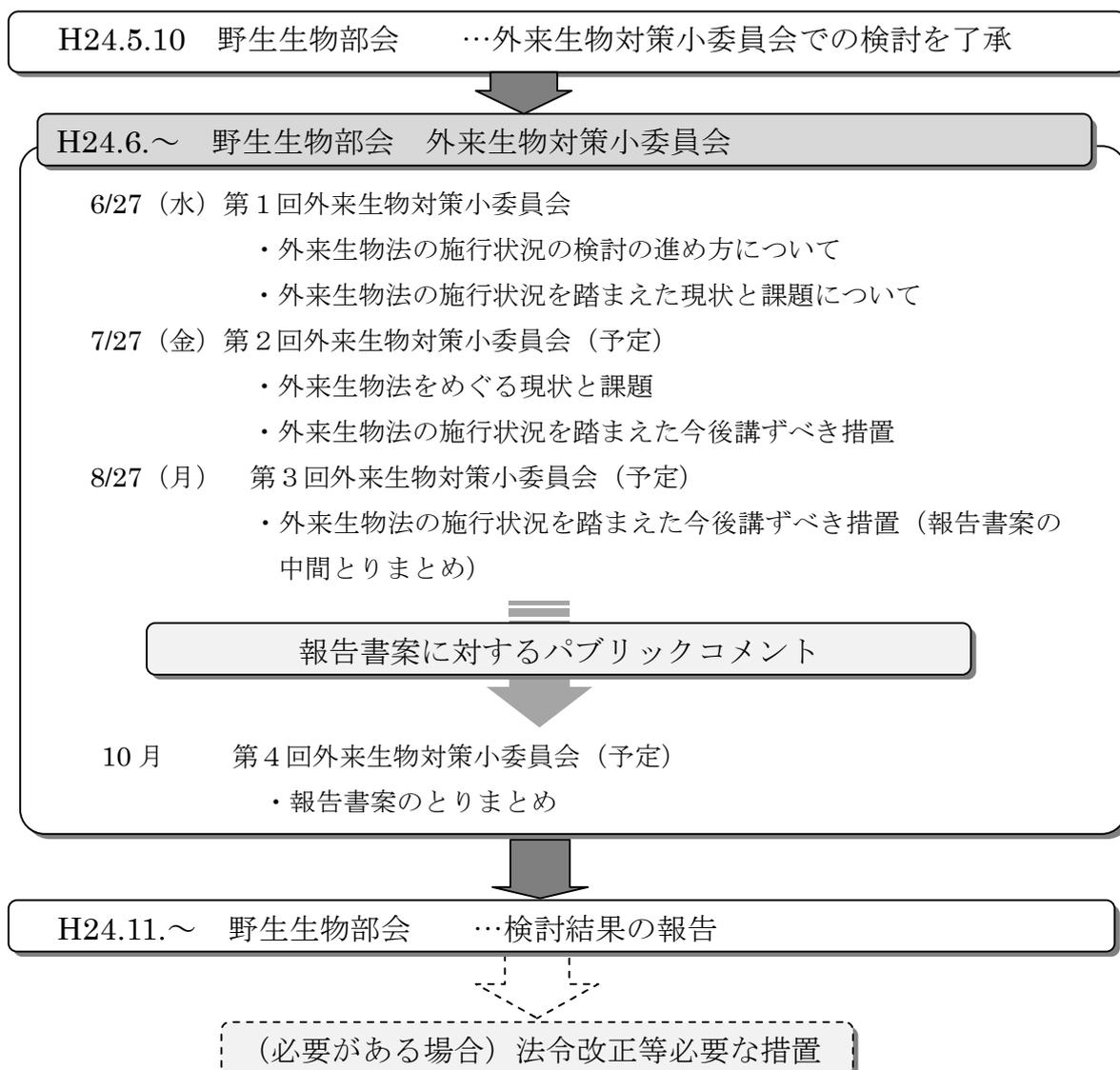
1. 背景

外来生物法の附則第4条では、法の施行（平成17年6月1日）後5年を経過した場合において、法律の施行状況について検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとしている。

(参考) [附則 第4条]

政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2. 検討のスケジュール (案)



中央環境審議会議事運営規則

(会議の招集)

第一条 会長は、中央環境審議会(以下「審議会」という。)の総会を招集しようとするときは、あらかじめ、期日、場所及び議案を、委員及び議案に関係のある臨時委員に通知するものとする。

(会長)

第二条 会長は、議長として、総会の議事を整理する。

2 会長は、すべての部会、小委員会、専門委員会に出席し、意見を述べることができる。

(専門委員)

第三条 専門委員は、会長の承認を得て、総会に出席し、意見を述べるすることができる。

(部会)

第四条 審議会に、次に掲げる十三部会を置く。

- 一 総合政策部会
- 二 廃棄物・リサイクル部会
- 三 循環型社会計画部会
- 四 環境保健部会
- 五 地球環境部会
- 六 大気環境部会
- 七 騒音振動部会
- 八 水環境部会
- 九 土壌農薬部会
- 十 瀬戸内海部会
- 十一 自然環境部会
- 十二 野生生物部会
- 十三 動物愛護部会

2 部会の所掌事務は、別表に定めるところによる。

3 会長は、必要と認めるときは、二以上の部会の所掌に係る議案について調査審議するため、二以上の部会の合同の部会を設置することができる。

(諮問の付議)

第五条 会長は、環境大臣又は関係大臣の諮問を適当な部会(前条第一項及び第三項に規定する部会をいう。以下同じ。)に付議することができる。

(部会の決議)

第六条 部会の決議は、会長の同意を得て審議会の決議とすることができる。

2 会長は、一の部会の決議を他の部会の審議に付することが適当と認めるときは、当該決議に係る案件を当該他の部会に付議することができる。

3 会長は、第一項の同意をしたときは、その同意に係る決議を総会に報告するものとする。ただし、総会において報告を要しない旨の決議を経たものについては、この限りではない。

(準用規定)

第七条 第一条から第三条(第二条第二項を除く。)までの規定は、部会に準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(小委員会)

第八条 部会は、必要に応じ、その定めるところにより、小委員会を置くことができる。

2 小委員会に属すべき委員、臨時委員又は専門委員は、部会長が指名する。

3 小委員会に委員長を置き、部会長の指名により、これを定める。

4 小委員会の決議は、部会の定めるところにより、部会長の同意を得て部会の決議とすることができる。

5 第一条及び第二条第一項並びに中央環境審議会令第七条第一項及び第二項の規定は、小委員会に準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「小委員長」と読み替えるものとする。

(専門委員会)

第九条 部会は、必要に応じ、その定めるところにより、専門の事項を調査するため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に委員長を置き、部会長の指名によりこれを定める。

(会議録)

第十条 総会、部会、小委員会及び専門委員会の議事については、会議の概要を記載した会議録を調製しなければならない。

(雑則)

第十一条 この規則に定めるもののほか、総会の運営その他審議会の運営に必要な事項は、会長が定める。

2 部会の運営に必要な事項は、部会長が定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この規則は、平成十三年一月一五日から施行する。

外来生物対策小委員会の設置について

平成16年6月8日
野生生物部会決定

中央環境審議会議事運営規則（平成13年1月15日中央環境審議会決定。
以下「議事運営規則」という。）第8条の規定に基づき、次のとおり決定する。

1. 野生生物部会に、議事運営規則第8条の小委員会として、外来生物対策小委員会を置く。
2. 外来生物対策小委員会は、特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するための基本方針の案の作成についての検討を行う。
3. 外来生物対策小委員会の決議は、部会長の同意を得て、野生生物部会の決議とすることができる。

外来生物対策小委員会の検討事項について

平成24年5月10日
野生生物部会決定

外来生物対策小委員会は、「外来生物対策小委員会の設置について」（平成16年6月8日野生生物部会決定）の2に定める事項のほか、下記事項を検討するものとする。

記

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律附則第4条に基づく法律の施行後5年を経過した場合における施行状況の検討とその結果に基づいた所要の措置について

外来生物対策小委員会の運営方針について

平成16年6月8日
野生生物部会長決定

1. 会議の公開

(1) 会議の公開・非公開

小委員会は、原則として公開するものとする。ただし、公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合又は特定の野生動植物の保護に著しい支障を及ぼすおそれのある場合には、委員長は、小委員会を非公開とすることができる。

(2) 公開する場合の必要な制限

委員長は、会議の公開に当たり、会議の円滑かつ静穏な進行を確保する観点から、入室人数の制限その他必要な制限を課することができる。

2. 出席者

代理出席は認めない。欠席した委員、臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）については、事務局からの資料送付等により、会議の状況を伝えるものとする。

3. 会議録

(1) 会議録の作成、配布

- ①会議録は、発言内容を精確に記載するものとする。
- ②会議録の調整に当たっては、当該会議に出席した委員等の了承を得るものとする。
- ③会議録は、小委員会に属する委員等に配布するものとする。

(2) 会議録及び議事要旨の公開

- ①公開した会議の議事録は、公開するものとする。また、非公開とした会議の会議録であっても、小委員会が認めたときは、公開するものとする。
- ②小委員会の会議について、議事要旨を作成し、公開するものとする。
- ③公開した会議の会議録（小委員会が公開を認めた会議録を含む。）及び議事要旨の公開は、環境省ホームページへの掲載及び環境省閲覧窓口への備え付けにより行うものとする。